

半島振興法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため半島振興法の有効期限を延長するとともに、半島振興計画の内容の拡充等必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の有効期限を十年延長し、平成二十七年三月三十一日までとする。

二、法律の目的規定に、半島地域の自立的発展を追加する。

三、半島振興計画に定める事項に次の事項を追加する。

1 国内及び国外の地域との交流の促進

2 水害、風害、地震災害(津波等により生ずる被害を含む。)その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備

四、国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興、観光その他の地域間交流の促進について適切な配慮をするものと

する。

五、半島振興対策実施地域において旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の新設又は増設に係る事業税等地方税の不均一課税をした場合においては、その減収額について地方交付税により補てんするものとす。

六、この法律は、一部を除き、平成十七年四月一日から施行する。